

近畿建設リサイクル標識デザイン利用規定

(目的)

第1条 本規定は、近畿地域^{※1}において、各種公表資料や工事現場などで建設リサイクルの取り組みを近畿各府県民にPRし、もって一般の建設リサイクルへの認識及び理解を深めることを目的とし、統一の建設リサイクル標識デザイン（以下、標識デザイン）を制定し、その使用について必要な事項を定めるものとする。

※1 近畿地域とは、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県を指す。

(標識デザイン)

第2条 標識デザインは別図に掲げるものとする。

(利用に当たっての遵守事項)

第3条 標識デザインを利用する者（以下、利用者）は、標識デザインの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第1条に定める目的以外の目的のために使用しないこと。
- 二 建設副産物対策近畿地方連絡協議会又は第三者の権利若しくは利益を侵害するおそれのある行為を行わないこと。
- 三 著作権法、その他の関係法令を遵守すること。

(利用の停止等)

第4条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、前条各号に掲げる事項を遵守しない利用者及び、その他利用者として不適当と判断した者について、標識デザインの利用を停止し、利用者名を公表することができる。

(帰属)

第5条 標識デザイン意匠の著作権等、一切の権利は建設副産物対策近畿地方連絡協議会に帰属するものとする。

(使用規定の変更)

第6条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、幹事会の決議を経て、本規定を変更することができる。

(その他)

第7条 建設副産物対策近畿地方連絡協議会は、標識デザインに関していかなる保証もその利用者には与えず、また、利用者の利用に関して一切責任を負わない。

附則

この規程は、平成23年2月21日から施行する。

